



佐賀県公報

平成16年
8月13日
(金曜日)
第12493号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (五三四・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更 (五三五・") 一
- 都市計画事業変更の認可 (五三六・下水道課) 一
- 道路の区域の変更 (五三七・道路課) 二
- 道路の供用開始 (五三八・") 二
- 道路の区域の変更 (五三九・") 三
- 道路の供用開始 (五四〇・") 三
- 道路の区域の変更 (五四一・") 三
- 道路の供用開始 (五四二・") 四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第五百三十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年七月六日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ころ
所在地 唐津市佐志百一番地八十三
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービスセンターころ
所在地 唐津市佐志百一番地八十三
サービスの種類 指定通所介護

●佐賀県告示第五百三十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
短期入所生活介護	シヨートステイサー ビス野菊の里	三養基郡上峰町大字前 牟田一九四九番地	三養基郡上峰町大字前 牟田一八九六番地	平成一六・八・一

●佐賀県告示第五百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 施行者の名称
鹿島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鹿島都市計画下水道事業 鹿島市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月二日から
平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

使用の部分 昭和六十二年佐賀県告示第百六十七号、平成五年佐賀県告示第九十九号、平成十年佐賀県告示第十五号及び平成十六年佐賀県告示第百三十八号の事業地に鹿島市大字浜町字大籠及び大字重ノ木字川良籠を加える。

使用の部分 昭和六十二年佐賀県告示第百六十七号、平成五年佐賀県告示第九十九号、平成十年佐賀県告示第十五号及び平成十六年佐賀県告示第百三十八号の事業地に鹿島市大字納富分字久保、字木ノ宮、字島田、字馬場、字鍛冶屋瀬、字番田、字天神、字地藏、字鬼塚、字福壽院、字柿木、字誕生院、字松、字山王、字琴測、字椋町、字新道、字鬼丸、字園講、字八杖、字船松、字地宝、字吉國、字藤津、字橋川、字古川、字井手口、字田原及び字石木津、大字重ノ木字中川角、字宗原角、字瀬戸口角、字杉角、字柿角、字松角及び字川良籠並びに大字浜町字大籠、字棒籠、字長丁、字山田川及び字二本木を加える。

●佐賀県告示第五百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		の区		域
	前	後	変更前の別	幅員	
一般国道 二〇七号	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三 七番一地从先から	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三 七番一地从先から	後	一八・四	延 長 メ ー ト ル
	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三 本松一六六二番七地先まで	佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三 本松一六六二番七地先まで	後	九・五	
県道 佐賀外環状線	佐賀郡久保田町大字徳万字快万八一 七番一地从先から	佐賀郡久保田町大字徳万字快万八一 七番一地从先から	後	三七・二	延 長 メ ー ト ル
	佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二 本松一六四三番一地先まで	佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二 本松一六四三番一地先まで	後	八・五	

●佐賀県告示第五百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

一般国道 二〇七号	路線名 佐賀郡久保田町大字徳万字徳万宿三二二番一 地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二本松一六 六二番七地先まで		供用開始の区間 佐賀郡久保田町大字徳万字快万八一七番一 地先から 佐賀郡久保田町大字徳万字快万分二本松一六 四三番一地先まで	供用開始の期日 平成一六・八・一三
	県道 佐賀外環状線		平成一六・八・一三	平成一六・八・一三
<p align="center">●佐賀県告示第五百三十九号</p> <p align="center">道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p align="center">その区域を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p align="center">平成十六年八月十三日</p> <p align="center">佐賀県知事 古川 康</p>				
一般国道 二六四号	路線名 佐賀市神野東一丁目八三八番一地先 から 佐賀市多布施一丁目一四一番一地先 まで		供用開始の区間 佐賀市神野東一丁目八三八番一地先 から 佐賀市多布施一丁目一四一番一地先 まで	供用開始の期日 七九二・三
	変更前の幅員 五二・〇 後 一四・八		変更後の幅員 一八・〇 前 一〇・九	延長 七九〇・六
<p align="center">●佐賀県告示第五百四十号</p> <p align="center">道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p align="center">その区間を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p align="center">平成十六年八月十三日</p> <p align="center">佐賀県知事 古川 康</p>				
<p align="center">●佐賀県告示第五百四十一号</p> <p align="center">道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p align="center">その区域を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p align="center">平成十六年八月十三日</p> <p align="center">佐賀県知事 古川 康</p>				

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前後の幅員		延長メートル
	区	間	後	前	
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字西田四三三 五番一地从先から	武雄市朝日町大字中野字小原一〇八 二二番一地从先まで	一八・〇 、 一一・二	一八・〇 、 八・一	四三六・三
	武雄市朝日町大字甘久字西田四三三 五番一地从先から	武雄市朝日町大字中野字小原一〇八 二二番一地从先まで	一八・〇 、 八・一	一八・〇 、 八・一	

●佐賀県告示第五百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年八月十三日から平成十六年九月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字西田四三三五番一地从先から 武雄市朝日町大字中野字小原一〇八二番一地从先まで	平成一六・八・一三

○公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特

定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年9月30日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年8月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成16年7月30日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 キャリアサポート

(2) 代表者の氏名 眞森 比呂志

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県小城市三日町大字道辺217番地11

(4) 定款に記載された目的

本法人は、求職者、求人者又は在職者の方に対して、就職及び転職の際の支援、人材育成事業を行うことにより、労働需給のミスマッチ等のため未就業の状態にある離職者、主婦、高齢者、学卒未就職者等の雇用の確保に寄与することを目的とする。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年八月十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)